平成２９年（フ）第３７０４号
大阪府豊中市旭丘１番２―501号
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７４号
大阪府枚方市長尾北町２丁目1709番地の15
債務者　中井　美希
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１３号
大阪府吹田市高野台２丁目３番Ｂ38―403号
債務者　平江美知子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１１号
大阪府藤井寺市道明寺２丁目１―48セルティアＣ101号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市学園前１丁目324番地の427
債務者　ＴＯＫＥＮこと藤建塗装こと　藤吉　潤
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番21―401号
債務者　富永　京子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７３７号
堺市西区鳳南町５丁702番地１　Ｌｕｎａ　ｓｔｅｌｌａ　303号
債務者　丸谷　陽一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４１号
堺市堺区浅香山町２丁４番25―305号、前住所堺市堺区今池町６丁５番33―102号
債務者　上杉　克己
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
堺市西区草部1800番地　４棟504号
債務者　田口　隆安
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５０号
大阪府松原市一津屋３丁目４番21―1213号
債務者　服部かえで
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５７号
大阪府河内長野市千代田台町１番11―610号、前住所大阪府河内長野市向野町769番地６―1201号
債務者　本間建設こと　本間　裕二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６７号
大阪府富田林市若松町１丁目９番３―105号
債務者　加納　千賀（旧姓武田・眞嶋）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７６８号
大阪府富田林市西板持町８丁目１番38号、前住所愛知県春日井市白山町３丁目12番地10（ファミール白光101号）
債務者　上根　　力
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７７号
堺市南区晴美台１丁29番９―508号
債務者　前田　良太
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７８２号
堺市南区晴美台１丁29番９―502号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―906号
債務者　平川　旬子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９２号
大阪府羽曳野市野々上３丁目484番地の１ラ・コート野々上203号室、住民票上の住所大阪府羽曳野市野々上３丁目484番地の１
債務者　松尾　　聡
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０３号
大阪府藤井寺市小山藤美町11番１―205号
債務者　上畑　**龍**次
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係